

軽減税率対策補助金と引上げに伴う経過措置

18-007号
通巻:187

いよいよ来年2019年10月1日から消費税率が8%から10%に上げられる予定です。引上げと同時に消費税軽減税率制度が実施されます。複数税率に対応するためのレジ入れ替えや改修する経費は、申請することで補助金が受けられる場合があります。その補助金の概要と消費税率引上げに伴う経過措置(2019年4月1日が指定日)の概要をみていきます。2019年5月1日に改元のため西暦で表記しています。

軽減税率対策補助金の概要

申請書と領収書や請求書、製品の証明書などで申請できます。

2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

一部販売店等による代理申請等が利用可能です。

A型 複数税率対応レジの導入支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金。A1型からA4型の4種類の申請方式があり、いずれも補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。基本的な補助率は2/3。レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器バーコードリーダー等も補助対象となります。複数台数申請については、1事業者あたり200万円が上限です。

(1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費が3万円未満の機器→補助率3/4、タブレット等の汎用端末→補助率1/2)

B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金。発注システムの場合の補助上限額は1,000万円、受注システムの場合の補助上限額は150万円です。補助率は、改修・入替に係る費用の2/3。

B1型 システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助

→ 指定事業者による代理申請を原則とし、事前申請が必要

B2型 パッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助

→ 事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象

(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。)

補助金の詳細については、軽減税率対策補助金事務局のホームページをご確認ください。

消費税率引上げに伴う経過措置

2019年10月1日に消費税率が10%引上げられた後でも、一定の取引については経過措置が設けられており、8%の税率が適用される場合があります。指定日(2019年4月1日)の前日までの契約等で経過措置が適用できる主なものは以下の通りです。

請負工事等

2013年10月1日から2019年3月31日までに締結した工事(製造を含む)の請負契約は、2019年10月1日以後に引渡しをおこなったとしても8%の税率が適用されます。工事の着工日や、手付金・契約金の支払日が指定日の前日であっても適用には関係ありません。契約を締結することが必要ですのでご注意ください。追加工事等の増額の契約が指定日以後におこなわれた場合には、増額された金額は10%の税率が適用されます。

資産の貸付け(建物の賃貸借・リース取引等)

2013年10月1日から2019年3月31日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019年10月1日前から同日付以後引き続き貸付けを行っている場合、2019年10月1日以後に行う資産の貸付けについても8%の税率が適用されます(一定の要件に該当するものに限り)。建物の賃貸借に係る契約において、賃貸する者がその貸付けに係る対価の額につき増減することができる旨の定めがないときは、経過措置の要件に該当します。一般的な不動産契約では事情変更による賃料改定ができる旨の定めがあるため、経過措置を適用できませんのでご注意ください。

旅客運賃等

2014年4月1日(前回8%適用開始日)から2019年9月30日までに領収している旅客運賃等や映画・演劇等の入場料で、2019年10月1日以後に使用するものは8%の税率が適用されます。

消費税及び地方消費税の税率について

適用開始日	現行	2019年10月1日	2019年10月1日	2019年10月1日
税率区分		標準税率	軽減税率	経過措置適用
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%	6.3%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%	1.7%
合計	8.0%	10.0%	8.0%	8.0%

※軽減税率と経過措置の合計税率8.0%は同率ですが国・地方の配分が異なるため区分が必要となります。

二度にわたって延期された消費税率の引上げですが、そろそろ準備が求められる時期となりました。以前にクラージュニュースでご紹介した「軽減税率の概要」(16-004号)も併せてご参照頂き、価格表示等も含めて、どのような対応があるか再度ご確認ください。

クラージュ総合会計事務所 吉田 徹